



JWWA-GLP 033
水道GLP認定

浄水水質検査結果書

A2509-303010

令和7年9月26日

採水年月日	令和7年9月2日		
採水地点	尾張西部浄水場浄水(稲沢市祖父江町祖父江柳原86番地)		
採水者	佐藤 貴支 (所属)水質試験所		
項目	検査結果	単位	検査結果 単位
水温	28.0	℃	塩化物イオン 6.1 mg/l
一般細菌	0	個/ml	カルシウム、マグネシウム等(硬度) 17.4 mg/l
大腸菌	(-)		蒸発残留物 57 mg/l
カドミウム及びその化合物	< 0.0003	mg/l	陰イオン界面活性剤 < 0.02 mg/l
水銀及びその化合物	< 0.00005	mg/l	ジェオスミン(別名) 0.000002 mg/l
セレン及びその化合物	< 0.001	mg/l	2-メチルイソボルネオール(別名) < 0.000001 mg/l
鉛及びその化合物	< 0.001	mg/l	非イオン界面活性剤 < 0.005 mg/l
ヒ素及びその化合物	< 0.001	mg/l	フェノール類 < 0.0005 mg/l
六価クロム化合物	< 0.002	mg/l	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 0.6 mg/l
亜硝酸態窒素	< 0.004	mg/l	pH値 7.4
シアン化物イオン及び塩化シアン	< 0.001	mg/l	味 異常なし
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.19	mg/l	臭気 異常なし
フッ素及びその化合物	0.09	mg/l	色度 < 0.5 度
ホウ素及びその化合物	< 0.1	mg/l	濁度 < 0.1 度
四塩化炭素	< 0.0002	mg/l	
1,4-ジオキサン	< 0.005	mg/l	アンチモン及びその化合物 mg/l
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	< 0.001	mg/l	ウラン及びその化合物 mg/l
ジクロロメタン	< 0.001	mg/l	ニッケル及びその化合物 mg/l
テトラクロロエチレン	< 0.001	mg/l	1,2-ジクロロエタン mg/l
トリクロロエチレン	< 0.001	mg/l	トルエン mg/l
ベンゼン	< 0.001	mg/l	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル) mg/l
塩素酸	0.11	mg/l	ジクロロアセトニトリル mg/l
クロロ酢酸	< 0.002	mg/l	抱水クロラール mg/l
クロロホルム	0.012	mg/l	農薬類
ジクロロ酢酸	0.007	mg/l	残留塩素 0.7 mg/l
ジブromokクロロメタン	< 0.001	mg/l	遊離炭酸 mg/l
臭素酸	< 0.001	mg/l	1,1,1-トリクロロエタン mg/l
総トリハロメタン	0.016	mg/l	メチル-t-ブチルエーテル mg/l
トリクロロ酢酸	0.007	mg/l	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量) mg/l
ブromokジクロロメタン	0.004	mg/l	腐食性(ランゲリア指数)
ブromokホルム	< 0.001	mg/l	従属栄養細菌 0 個/ml
ホルムアルデヒド	< 0.008	mg/l	1,1-ジクロロエチレン mg/l
亜鉛及びその化合物	< 0.01	mg/l	ペルフルオロオクタン sulfonic 酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA) < 0.000004 mg/l
アルミニウム及びその化合物	0.04	mg/l	
鉄及びその化合物	< 0.01	mg/l	
銅及びその化合物	< 0.01	mg/l	
ナトリウム及びその化合物	7.2	mg/l	
マンガン及びその化合物	< 0.001	mg/l	
判定	水質基準に適合		
検査期日	令和7年9月2日 ~ 令和7年9月25日		
検査機関	愛知県水質試験所(愛知郡東郷町大字諸輪字北木戸西48-265)		
検査責任者	水質試験所 所長代理 野本 美保		

水質基準項目について水道GLPの認定を受けており、検査方法は平成15年厚生労働省告示第261号による。



JWWA-GLP 033
水道GLP認定

浄水水質検査結果書

A2509-303090

令和7年9月26日

採水年月日	令和7年9月2日		
採水地点	蟹江供給点(海部郡蟹江町学戸一丁目225番地)		
採水者	岡 修平 (所属)尾張水道事務所		
項目	検査結果	単位	検査結果
水温	27.9	℃	塩化物イオン
一般細菌	0	個/ml	カルシウム、マグネシウム等(硬度)
大腸菌	(-)		蒸発残留物
カドミウム及びその化合物	< 0.0003	mg/l	陰イオン界面活性剤
水銀及びその化合物	< 0.00005	mg/l	ジェオスミン(別名)
セレン及びその化合物	< 0.001	mg/l	2-メチルイソボルネオール(別名)
鉛及びその化合物	< 0.001	mg/l	非イオン界面活性剤
ヒ素及びその化合物	< 0.001	mg/l	フェノール類
六価クロム化合物	< 0.002	mg/l	有機物(全有機炭素(TOC)の量)
亜硝酸態窒素	< 0.004	mg/l	pH値
シアン化物イオン及び塩化シアン	< 0.001	mg/l	味
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.20	mg/l	臭気
フッ素及びその化合物	0.09	mg/l	色度
ホウ素及びその化合物	< 0.1	mg/l	濁度
四塩化炭素	< 0.0002	mg/l	
1,4-ジオキサン	< 0.005	mg/l	アンチモン及びその化合物
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	< 0.001	mg/l	ウラン及びその化合物
ジクロロメタン	< 0.001	mg/l	ニッケル及びその化合物
テトラクロロエチレン	< 0.001	mg/l	1,2-ジクロロエタン
トリクロロエチレン	< 0.001	mg/l	トルエン
ベンゼン	< 0.001	mg/l	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)
塩素酸	0.12	mg/l	ジクロロアセトニトリル
クロロ酢酸	< 0.002	mg/l	抱水クロラール
クロロホルム	0.016	mg/l	農薬類
ジクロロ酢酸	0.012	mg/l	残留塩素
ジブromokロロメタン	< 0.001	mg/l	遊離炭酸
臭素酸	< 0.001	mg/l	1,1,1-トリクロロエタン
総トリハロメタン	0.021	mg/l	メチル-t-ブチルエーテル
トリクロロ酢酸	0.011	mg/l	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)
ブromokロロメタン	0.005	mg/l	腐食性(ランゲリア指数)
ブromokロロホルム	< 0.001	mg/l	従属栄養細菌
ホルムアルデヒド	< 0.008	mg/l	1,1-ジクロロエチレン
亜鉛及びその化合物	< 0.01	mg/l	ペルフルオロオクタン sulfonic 酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン 酸(PFOA)
アルミニウム及びその化合物	0.04	mg/l	
鉄及びその化合物	< 0.01	mg/l	
銅及びその化合物	< 0.01	mg/l	
ナトリウム及びその化合物	7.7	mg/l	
マンガン及びその化合物	< 0.001	mg/l	
判定	水質基準に適合		
検査期日	令和7年9月2日 ~ 令和7年9月25日		
検査機関	愛知県水質試験所(愛知郡東郷町大字諸輪字北木戸西48-265) 尾張水道事務所(一宮市昭和三丁目3番28号)		
検査責任者	水質試験所 所長代理 野本 美保		

水質基準項目について水道GLPの認定を受けており、検査方法は平成15年厚生労働省告示第261号による。